

安曇野市教育委員会 1 月定例会会議録

日時；平成27年1月26日（月）午前9時

場所；明科支所 会議室3

出席者

教育委員：委員長 唐木博夫、職務代理者 宮澤豊弘、委員 内田洋子、委員 須澤真広、
教育長 橋渡勝也

事務局：教育部長 北條英明、学校教育課長 古幡彰、生涯学習課長 蓮井昭夫、文化課長
那須野雅好、図書館交流課長 赤羽篤、学校教育課教育指導員 池田安宏

書記：学校教育課教育総務係長 水谷一郎、教育総務係 宮下果奈

◎開 会

教育部長 どうもおはようございます。

それでは、ただいまから安曇野市教育委員会の1月定例会を開会させていただきます。

なお、内田委員でございますが、若干遅れるという連絡がございましたので、ご報告をさせていただきます。

本来でしたら、委員長からのご挨拶がございますが、もう報道等でもご承知のとおり、今回職員の横領という不祥事が発生いたしました。それにつきまして最初に教育長よりご報告を申し上げます。

教育長 このたびの市職員による公金横領というたいへんな事件を引き起こしまして、たいへんなご迷惑、ご心配をおかけいたしました。

現在は市民生活部の主査でございますが、平成25年10月には教育委員会事務局社会教育課の生涯学習係ということで配属になっている職員でございます。そういうことを考えましても管理監督の責任を強く感じております。また、市民に対する信頼を著しく損ねたという点についても重ねておわび申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

詳細につきましては後ほどご報告させていただきますが、チェック体制の強化、あるいは再発防止に向けて一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご指導

のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◎あいさつ

教育部長 それでは、委員長、ご挨拶をお願ひいたします。

委員長 [委員長あいさつ]

◎発議による非公開案件の決定について

委員長 それでは、公開、非公開に関する発議について扱っていきたいと思います。

教育委員会の会議について、地方教育行政法第13条6項により教育委員会の会議は公開とする。ただし、人事に関する案件その他の件について、委員長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決した時はこれを公開しないことができるとされております。

本日の協議議案、報告事案についてですが、安曇野市の情報公開条例第7条第2号により、個人に関する情報で特定の個人が識別される、または識別され得るもの、個人情報の保護に該当する議案報告として、5の報告事項の(6)平成26年度児童生徒の区域外通学者について、(7)教育長報告について、非公開というふうに出議します。

委員からのご意見、ご質問などをお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、ご質問等ございませんので、議決に移ります。

報告事項(6)と(7)を非公開とすることについて、賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、報告事項(6)、(7)は非公開といたします。

協議、報告の順番は定例会次第の順としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、会議録についてお願ひいたします。11月定例会の会議録が出ていますが、発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局へ申し出るようお願いいたします。

◎協議議案第1号 安曇野市教育委員会公印規程の一部改正について

議案説明 学校教育課長

議案要旨 今まで安曇野市教育委員会教育部長の印がなかったため、公印規程を一部改正して新たに制定する件について、資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

新たに教育部長印を作成するということであります。

この件についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

では、この方向で進めていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしと認めます。

◎協議議案第2号 安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について

議案説明 学校教育課長

議案要旨 給食費の未納分があればできるだけ年度内に納めてもらうようにするため、口座振替で11カ月払いだったものを10カ月払いにする件について、資料により説明。

委員長 この件について、ご質問、ご意見等お願いいたします。

私から、これは運用上の問題にもなっていくかもしれませんが、4月から1月までの10カ月の納入ということになりますと、もし仮に2月に転出する児童生徒が出てきた場合には、既に1月までに3月までの給食費を納入してあるという計算になっていて、この新旧対照表には、転入した者についての記述はありますが、転出した者についての記述はありません。その点がどうなのかということと、これは単純な誤りかと思いますが、1枚目の文書の発出者が安曇野市教育委員会委員長、橋渡勝也になっておりますが、教育長、橋渡勝也だと思います。二点お願いします。

学校教育課長 学校教育課長、古幡です。

まず、発出者ですが、こちらは誤りでございます。委員長の名前でなければなりませんので、大至急修正いたします。

次に二点目です。表記は転入者しかありませんが、おっしゃるとおり、今回給食費につきましては口座振替で一括納入することも選択できるようになっております。したがって、今の委員長からの指摘の事項につきましては、再度もう一回確認いたしまして、次回の定例会、もしくは文書だけでよろしければ、またお知らせいたします。

委員長 他の委員からいかがでしょうか。

須澤委員。

須澤委員 委員、須澤でございます。

今までに次の学年や学校に移動してしまって困ったというようなことが事実あって、この方式にしたいということでしょうか。

学校教育課長 学校教育課長、古幡です。

この方式というのは口座振替ということですか。

須澤委員 つまり11カ月ではなくて、10カ月に改めるということです。

学校教育課長 学校教育課長、古幡です。

今までは特に穂高地域は手集金で行っておりました。やはり保護者の方が手集金をすることにより、滞納がほとんどございませんでした。しかしながら、口座振替ですとやはり口座にお金がなければ引き落としができないということで、残高不足ですと翌月に再振替、再振替でも不能なら督促状ということで、11カ月ですとどうしても年度をまたいでしまうということが想定できます。今まで11カ月ですと4月にその端数分をしわ寄せさせていましたが、10カ月ですとまずそういうことがなくなります。また、滞納分を年度内に納めていただけるということが想定できますので、このような形で10カ月にして、残りの2月、3月で給食費を全て回収したいということでございます。以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

須澤委員 了解しました。

委員長 他、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、細かなところありますが、11カ月で集金してきたものを10カ月にするというので、これから集金の計画を立案していく形で進めていただくということでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、10カ月ということで進めていただいて、さらに細部については今後検討をしていただくということでお願いをいたします。

◎協議議案第3号 安曇野市学校施設使用条例の一部改正について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 字句や文言の統一、そして対象を明確化するために、上記の条例を一部改正する件について、資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

これは以前から出ている字句、文言等の統一という流れの中の一つと解釈してよろしいでしょうか。

生涯学習課長 はい。

委員長 「施設又は設備」を、「学校施設等」という形に改めていくということであります。

この件についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいでしょうか。それでは、この方向で進めていただくことにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしということですので、これで進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎協議議案第4号 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 条例との整合性を図るために、施行規則の部分についても一部改正する件について、資料により説明。

委員長 第4号ではありますが、この件も文言の統一ということでもあります。

ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、改正について異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということで、これで進めていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

◎協議議案第5号 安曇野市体育施設条例の一部改正について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 学校施設使用条例と合わせて文言の統一を図るため、上記の条例を一部改正する件について、資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

議案第5号につきましても他の条例と同じように文言の統一を図っていくということでもあります。

ご質問、ご意見ありますでしょうか。

では、異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということで、これで進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎協議議案第6号 安曇野市体育施設管理規則の一部改正について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 体育施設条例の改正に伴って、文言の統一など管理規則の一部改正も行う件について、資料により説明。

委員長 議案第6号につきましても文言の統一ということでもあります。

ご質問、ご意見ありますでしょうか。

(発言する声なし)

委員長 それでは、ご異議なしということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということで、これで進めていただきたいと思います。よろしく
お願いします。

◎協議議案第7号 安曇野市生涯学習推進計画の改訂(案)に対する意見等への意思決定
について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 12月から1月にかけて行ったパブリックコメントに対していただいた意見を要約し、
市の考え方などもまとめた内容について、資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントに対しての態度決定ということでもあります。15ページの
ところの「文章追加」、「家庭教育講座を開催し履修を義務付ける」ということですが、法令
上これは難しいということで、原案の修正は特になしとのことです。

それから16ページにあって二つ目ですが、こちらについても今回の改訂案の中でこの趣旨
が盛られているので、原案の修正は特にないということでもあります。

三つ目ですが、「文章追加」、「まちづくりを中長期的に展望した学習を充実し事業が継
続するように後継者育成に努めます。また職員の専門職員化をはかります」とありますが、
職員については安曇野市の人材育成基本方針に基づいて管理していくということで、これも
改訂案についての修正はないということでパブリックコメントを扱っていくということです。

ご質問、ご意見をお願いします。

(発言する声なし)

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、パブリックコメントに対しては、ここに書かれている中身が盛り込まれている
もの、それから対応できないものもあるということで、特に推進計画の案の改訂はなしとい
う方向で進めていただくことでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということですので、パブリックコメントの扱いについてはここで示されていることでもよろしくお願いいたします。

それから、生涯学習推進計画につきましては、この3月を目途に成案が出されていくということですが、今回出されているものについては、前回いただいたものと変更点はありますか。

生涯学習課長 語句の修正が一、二カ所ございましたが、大筋におきましては前回と同じでございます。

委員長 それでは、前回の時に委員からの意見で、ぜひ実効的なものにしていくこと、それから部長からの話の中で、重点施策や実施方針の検討、進捗状況の確認等、チェックシステム等もまた考えていきたいというお話がありました。それも含めて、3月までの原案作成を進めていただくということでもよろしくお願いいたします。

委員から、生涯学習推進計画についてお気づきの点はありますか。前回、意見があればこの1月の時に出しましょうということでも話が出ております。

教育部長 教育部長、北條でございます。

今回の定例会の前に、社会教育委員の会、また、公民館運営審議会等にもこの内容の原案を報告させていただきました。その中で、いわゆる指標の目標数値の一部として、例えば自主防災組織ですともう既に達成されているような目標数値が29年度であったり、逆に言うと文化施設の来場者の数字が29年度は低くなっているというような形で、いろいろな幾つかの数値が果たしてどうなのかというようなご指摘はいただいたところでございます。

これについては、実は市の大もとの総合計画が24年度に策定されて、25年度から後期がスタートしているわけですが、その上位目標の数値が動かしようのない形の中で、こちらの計画づくりがそれ以降に見直しをされたということで、基本的にはやはり整合性がとれないのではないかとと思われるというご指摘はいただいております。これについては次回の市の第2次総合計画にも当然整合させていく中で、第2次の生涯学習推進計画を計画していくわけですが、指標そのものを総合計画と同じにしていくのかも含めて、これらについては次の段階のところで見直しを図ってまいりたいと思います。27年度からは、この資料の51ページにございますが、生涯学習推進市民会議の皆さんに毎年しっかりチェックをしていただくとのことでもうたわせていただいております。この辺りは今まで行っていなかったもので、市民会議の皆様方からもどういう指標がいいのかなど、いろいろなご意見をいただく中で、あくまでも10年計画の中の一つの指標をつくったということでもございます。次回からはこの指

標でいいのかも含めて、そういうようなご意見もいただくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

この計画について今後策定して固めていっていただくわけですが、他に委員からご意見等ありますでしょうか。

(発言する声なし)

委員長 それでは今後、今の指標のことも含めて計画が実効的なものになるように、またいろいろなところで工夫をしたり、多くの意見を聞いていただいたりして、生涯学習推進計画を固めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎協議議案第8号 安曇野市博物館条例等の一部改正について

議案説明 文化課長

議案要旨 損害賠償規定の整備に伴って、14の博物館関連の条例と規則の用語を改正する件について、資料により説明。

委員長 損害賠償規定の整備に伴う文言の統一ということではありますが、1から14の全てにかかわって同じ場所が修正されていくということでもあります。

この件について、ご質問、ご意見等お願いします。

(発言する者なし)

それでは、他との関係で字句の全市的な用語の統一ということでもあります。ご異議なしということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということで、これで進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎協議議案第9号 共催・後援依頼について

委員長 続きまして、共催・後援依頼についてお願いします。

文化課長 [資料説明]

・文化課分

No. 92 白井吉見文学館友の会 春の講演会

白井吉見文学館友の会から後援申請

[後援申請2件について審査]

以上1件については承認され、1件について不承認とされた。

◎協議議案第10号 安曇野市立中学校の部活動方針（案）について

議案説明 学校教育課 池田教育指導員

議案要旨 校長会・中体連と連携して策定した、「安曇野市立中学校の部活動の方針」が説明された。この方針は文化系とその活動の延長で行われている社会教育活動に適用するものであり、朝の部活動、始業前の朝の活動、休日の活動、部活動の延長として行われている社会体育（教育）活動等について説明がされた。

委員長 ありがとうございます。

それでは、長いこと議論してきましたが、今日の委員会において、教育委員会としての態度を決定し、来年度以降の各校の教育計画の中に入れてもらうようにしたいと思います。

では、今出された資料の中身を確認していきたいと思います。まず、「朝の部活動」について、原則朝の部活動を行わないという方向でいく。ただし、時期的な中体連主催の夏季大会や新人大会等の大きな大会の前4週間は認める。それから、日没が早い時期で午後の部活動が行えない時には実施する。そしてそれに沿わない場合には自主的な活動ということで、学校の管理下において自主練習を認めていきたいということでもあります。

それから4ページですが、午後の部活動については、県の方針に従って2時間程度、長くても3時間以内にする。各校では時間確保に努める。

それから、休日につきましては土日のいずれか1日とし、昼をまたがない。大会等、終日参加になる場合には休憩等に十分配慮する。それから土日両日に実施した場合には、平日の休養日以外に1日は休養日にしていく。祝日の活動は土日の活動に準じるということ、長期休業については各校の計画による。この辺については県の指針に準じて、大事にしていくということでもあります。

次いで、社会体育ですが、部活動の延長として行われている社会体育については部活動に一本化していく。そして27年度中に各校で検討する。これは何を検討するかということをもう少し明確にする必要があるかと思えます。それから、保護者が運営し、部活動顧問が指導しているいわゆる社会体育は認めない。「改善を進める」とありますが、これはどこが改善をしていくのかということになります。こういうふうには提案されております。

委員から、まず質問をお願いいたします。

質問、よろしいでしょうか。

どうぞ、須澤委員。

須澤委員 委員、須澤でございます。

今、委員長から最後のほうにありましたが、8ページの社会体育活動の枠の中段、「保護者が運営している社会体育は認めない」、ここが新聞で大々的に話題になりましたので、今回はっきりと打ち出しているということで、結構ではないかと私は思っております。

これについて、保護者会からどのような反応、意見があったのかをお聞きになりながら池田先生がおまとめになったと思えますが、反応や意見があったのか、なかったのかということをお聞きしたいと思えます。

委員長 保護者会等の意見、お願いします。

池田教育指導員 各校では先ほども少し触れた部活動運営委員会、また県の方針で述べられていた、スポーツ・文化の関係の各校指針の中で述べられている運営委員会を各校で設けろというご指摘がありました。それは既に昨年度の段階で全校が設置しております。その中で意見聴取をして、この保護者会が運営する件については説明をしたり意見を聞いたりしてまいりました。

保護者会が運営する会のため、時間確保もされていきましたが、それが部活動に一本化される。さらに練習をしたい、時間が欲しいという団体あるいは生徒については、下記のような少年団や既存の社会体育団体へ加入する、そんな説明をさせていただきましたし、今後いろいろな新体制になっていきますので、具体的に改善事項についてここで述べさせていただいているということでもあります。

須澤委員 そうすると、引き続いてということはおおむねご理解いただけたということですね。

池田教育指導員 おおむねご理解いただいていると思えますが、具体的に変わるといろいろな問題が生じてくるかと思えます。そういったことが考えられますので、各校でまた検討を加える。それから、全体にかかわることについてはまた三者で協議する。そのような形にさ

せていただいています。

須澤委員 はい、分かりました。

委員長 それでは、朝部活動、それから学校で行っている朝の活動と、午後の部活動、休日の活動、それからもう一つ、社会体育との関係、要素が少し違う部分がありますが、それらについて委員からご意見をお願いいたします。

私から、質問と意見が混ざってしまいますが、社会体育についてです。ここに「部活動の延長として行われている社会体育は部活動に一本化する」とありますが、これは27年度中に各校・各部で検討をして、こういう活動にもっていくというふうに理解していいわけですか。

池田教育指導員 (6)の①については、27年度当初に一本化の線を出します。ここで「課題があるため」と表現してありますが、ここを一本化すると先ほどの須澤委員からの質問にもあったような課題が出てくるということです。例えば、2時間から3時間の部活動を認めた場合に下校時の安全をどうするか、というような安全確保などの問題が出てきます。そのあり方についてはこの平成27年度中に各校・各部で検討する。そのような意味があります。例えば冬期に18時半まで部活動を行った場合、下校時の安全をどうするか、などです。

委員長 従来の社会体育として4原則を満たしているものについては活動していきませんが、一番問題になっていた、部活動の中で部員がそのまま、顧問もそのまま、ただ運営実態は保護者がやるという形で、際限なく行われていた部活動が非常に問題になっています。その部分についての見直しをする場合、今後は行わない、認めないということですか。

池田教育指導員 今までのものについては部活動に一本化する。これが大原則であります。

委員長 そうだね、はい。

池田教育指導員 今までは、万が一事故があった時の補償などが問題になっていたと思います。

委員長 そのために、部活動に一本化していけば、学校長の管理下にあるわけですね。

池田教育指導員 はい。

委員長 その中で適正な部活動が行われていくようにしていくわけですね。

池田教育指導員 はい。

委員長 分かりました。

それから次の②、いわゆる社会体育を認めていかないということですが、これは下記を参考に改善をしていくということで、地域型スポーツの、例えば安曇野市ではスポネット常念のみが受け皿だと思います。これについては、例えば安曇野市のスポーツ振興計画では社会体育を育てていこうという取り組みがありますが、この「改善を進める」というのはどこが

進めるわけですか。教育委員会が進めるわけですか、それとも学校ですか。

池田教育指導員 この(6)の②「下記を参考に改善を進める」というのは、今までの延長してやりたい、組織をさらに拡大したい、そういった思いがある皆さんがスポーツ少年団やスポネット常念に加わるということで、具体例を載せさせていただいた。それで地域がそういう受け皿を考えましょう、もっと広い意味で中学生期のスポーツ・文化活動を考えましょうというのは、7番で述べさせていただいています。

委員長 県の部活動の改善指針の中で社会体育にかけられた大きな宿題は何かというと、社会体育というものをいかに組織的につくり上げていくか、子供たちの育ちにつなげるようになっていくかというのは、実は教育委員会その他に対して大きな宿題や課題を投げかけています。その改善を進める主体を、学校に求めるとするとかなり難しい部分があります。もしくは教育委員会として、いわゆるスポーツ振興の部分で改善を進めていくということであれば、やはり相当真剣に考えていかなければ、これで一つ今までのものはできなくなったという形で終わってしまわないかという疑問や心配が起こります。

池田教育指導員 県ではスポーツ・文化活動の指針ということで中学生期の指針を出しました。それを受けて、スポーツ・文化活動という、今、委員長が言われたような大きい改革、広く社会体育を考えていくことについては、校長会、中体連、そして学校教育課だけではやはり難しい部分があります。そのため、部活動というふうに枠を定めさせていただいて、部活動方針というような形にさせていただきました。

それで部活動方針の中ではありますが、7のところでは社会体育について触れさせていただきました。社会体育の広い分野についてはさらに今後一緒に考えさせていただければと思います。

委員長 では、他の委員からのご意見をお願いします。

内田委員、いかがでしょうか。

内田委員 内田です。

今の(6)の②ですが、社会体育は認めないというのは、中学生が活動し過ぎるという部分がありますので、私はいいことだと思いますが、安曇野市のスポーツ少年団、スポネット常念へ加入するということで、スポーツ少年団というのは主に小学生以下の団体で活動していると思いますので、そこへ体格も運動量も違う中学校の生徒たちが加入して果たして小学生たちと一緒に活動できるのかということが疑問に思うのですが、どのようなお考えでしょうか。説明していただければと思います。

生涯学習課長 生涯学習課長、蓮井です。

スポーツ少年団につきましては、広く小学校から中学校までの子供が対象になろうと考えております。今の内田委員からのお話のとおり、小学校が行っているスポーツ少年団に部活をやっている中学生が入ってきて、一緒にやるというのはなかなか厳しいところもあると思いますが、それはスポーツ少年団内部での練習の組み方などで何とかなるのかと思っております。ただ、スポーツ少年団の認定を受けるには、講習会を2日間受けて試験を受けていただいたスポーツ指導員が2名いなければいけないなどの高いハードルがございますのでなかなか難しいです。また、社会体育と学校部活動をつなぐ一番難しいところが、今部活動が延長で行われている時間帯に、例えば社会体育の指導員が指導にあたることができるかというのがまだこれから課題として大きく残っていくと考えております。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

内田委員 はい、分かりました。

委員長 では続いて、宮澤委員、お願いします。

宮澤委員 今、5ページの安曇野市立中学校の部活動方針というものをらせていただいております。この中の大きな4番、「部活動の延長として行われている社会体育について」ということで(1)と(2)をうたっておりますが、こういう表現の仕方で保護者の人たちは理解できるでしょうか。特に(2)についてはもう少し具体的なものを入れたほうが分かるような気がしますが、それぞれの保護者はだいたいこれで分かりますか。

池田教育指導員 教育指導員、池田です。

今ご指摘の表現であります。県の指針でもこのような表記をしまして、これからの各学校における説明会等でもこれについては触れますので、それによって保護者に理解いただけるかと思っております。以上です。

委員長 では、必要に応じて補足の説明等を加えながら理解を得ていくと考えていると理解しておいてよろしいですか。

池田教育指導員 はい。

委員長 文言については県の指針の表現を使っていくということですね。

池田教育指導員 はい。

委員長 宮澤委員、よろしいでしょうか。

宮澤委員 はい。

委員長 橋渡委員、お願いします。

教育長 橋渡でございます。お願いします。

これから説明会があるわけですが、5、6ページのこの文書だけが配られるのか、もしくは1から4ページも一緒に保護者の手元に行くのか、この辺はいかがでしょうか。

池田教育指導員 池田です。

各学校の説明会では教育委員会から出すこの部活動方針の保護者通知に加えて、さらに各学校で具体的に年間を通しての下校時間や部活動の時間、それから朝の自主練習等の実施についてなど、説明資料を用いて説明会に臨みたいと考えております。

委員長 橋渡委員。

教育長 橋渡でございます。

私が申し上げたいのは、保護者通知も、教育委員会が出している10号議案も同じタイトルですね。同じタイトルのものがどういう形で保護者の手元に行くのかという意味合いでございます。ですので、当然ホームページ等にはこの活動方針（案）というのが、案が消えた形で出されていくと思います。

お願いでございますが、保護者の手元に行くこの通知文はその前の4ページにわたっているものを要約してあるわけですね。しかしながら、若干文言が違うので、その部分をきちんと整合をとった表現にしていけないと思いますので、さらにこの保護者通知は文案を練っていただきたいと思います。

一例を申し上げますと、上段の部分に点線で囲んで通年実施を希望する声がパーセントで出ています。これは6ページのアンケート資料をもとに書かれていると思いますが、「希望する声が多い」と表現している生徒45%、保護者56%が「多い」のかどうなのかという時に、このパーセントをここに位置づけることがいいのかどうかということですね。それから、「改善を希望する声」にはパーセントが入っていません。また、3の（3）「休養日に充てるなど、配慮する」ですが、（2）の「配慮する」と（3）の「配慮する」は意味が違うと思いますし、4ページを見ると「休養日を確保する」とあります。そうするとやはり方針に書かれているとおり、保護者通知も「確保する」と書かなければ、「配慮する」というように曖昧な表現では良くないと思います。方針に書かれているとおりのことが伝わる要約の仕方をしなければいけないと思います。

もう一つ、4の「いわゆる社会体育活動は認められないため」と表記してありますが、方針では「認めない」と、断定的な言い方をしています。その部分もきちんと方針を要約しな

いと、曖昧な表現だとどちらでもいい形に解釈される恐れがあるので、きちんと整合をとっていただきたいと思います。それが一つ目の要望です。

それから二つ目の要望は、26年度中に説明会を中学校だけでもつのか、上がってくる小学校6年生の保護者も関心があるわけで、同様のことを流さないまでも、中学校の部活動はこれからこうなりますということをやはり情報として流していくことが、中学校へ入ってからスタートがスムーズに行くことにつながるのではないかと思います。

三つ目ですが、先ほど委員長からもお話があったスポーツ・文化活動全般という面もございますし、私は校長の時によく「校長先生は部活動をどう考えていますか」と聞かれました。そうすると一生懸命やりたい保護者にとっては、校長の姿勢があまりやらせたくないというようにとる場合もありました。どの学校でもそういうことを聞かれた時に、どのように答えるかという基本線はやはりもっていなければいけないと思います。ある学校ではできるだけ押し込めようとしているように受けとられているのではないか、または逆ではないかと思うわけです。要するにこの上部の2行目に書いてある「主体的に新しい部活動を創造していく態度を育てる」、これは一体どういうことを言っているのだということを聞かれた時にきちんと答えられるものを用意しておくこと、これは大事かと思えます。

具体的には、単に今の部活動はやり過ぎだから制限をするというだけではなくて、女子の加入率が全国的に見ても安曇野市は高いほうではない、また、本当に生涯にわたってスポーツを楽しんでいくような素地をつくるために中学校の部活動としてやっていけるのかどうか、そんなことを大事にしているのだという辺りをきちんと答えられるようにしてほしいです。前にも申し上げました、Q&A等をきちんと考えた上で説明会に臨んでほしい、こんなふうに要望したいと思います。

以上です。

委員長 それでは、全体を通して委員から何か追加の意見等がありますでしょうか。

(発言する声なし)

委員長 それでは、お願いいたします。

この部活動の運営方針について、県の指針を大事にしながら5月、6月から検討してきましたが、その中で大事にしてきたことは、この検討を通してより良い部活動になるように、子供たちの成長に生きていくように、より良い部活のあり方は何であるかということも考えていこうということで出発してきました。朝部活を行う、行わないという部分だけを見ていけば、非常に中身が矮小化されてしまうのではないかと思いますので、その趣旨を大事にし

ていただいて、校長会、それから中体連、そして教育委員会としても意見を言ってきたわけでありますので、そこの原点をぜひ大事にしていきたい。今、教育長から話がありましたが、より良い部活動、新しい部活動を創造していくということ、それから安曇野市が県の指針と随分と違うところは、実は安曇野市の特に中学校はある意味では全県の中で非常に恵まれた環境にあります。学校規模が小規模から大規模というのではなくて、どこも比較的大きな規模の学校でありますので、安曇野市としての部活動のあり方を創造するくらいの意気込みを持とうじゃないかということもありました。ぜひそこを大事にしてもらいたいです。

今、付帯の意見がありましたが、三者で練り上げてきたものを大事にしていただき、来年度の実践の中でまた見返しということもありますので、平成27年度は今日提案していただいたもので進めていきたいです。

ただし、より丁寧にとということで、例えば今教育長からも話がありましたが、教育委員会名で発出するこの文書であります、非常に不十分なところが多々ありますので、ぜひ文言を練っていただきたいです。例えば正式な文書でありますので、校長会や中体連という言葉も正式名称を使うべきだと思いますし、上部の「策定した活動方針を報告いたします」というこの文言はいかがなものかという気がいたします。

それから、少し細かなことになりますが、4の「部活動の延長として行われている社会体育」の項目の但し書きですが、但し書きをこういうふうには使わないのではないかと思います。但し書きは、「一本化する。但し、例えば各校検討して27年度中に改善策をつくる」、そういう形になるかと思っておりますので、十分検討してもらいたいです。

それからもう一つ、6ページの資料について、この「中体連専門委員会が出された意見」、これは朝部活推進が大きく盛られている意見ですが、検討委員会を設けたわけでありますので、やはり検討委員会内の言葉が出るようにしていただきたいです。検討委員会には三者が加わっているはずですが、中体連専門委員会の意見がここに出てくるということは、一体どういうふうに教育委員会が扱っていくのかということになりますよね。ですから、教育委員会として発するこの正式な文書については十分に練っていただいて、多くの目を通していただいてから出していただきたいということをお願いいたします。

それでは、全体として幾つか検討しなければいけないところ、特に社会体育との関係のところは非常に難しい問題を含んでいるわけですが、来年度の教育計画をこれから学校で立てていただくという段階になりますので、部活動のあり方について、朝部活動、それから放課後、全体について基本的にこの方向で詰めていただくということで各委員、よろしいでしょ

うか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは賛同いただきましたので、細部についてはさらに事務局で詰めていただいて、基本的な方向はこれで進めていただくということでよろしく願いいたします。

須澤委員 今、委員長がおまとめになったと思いますが、教育長の危惧されるこの中体連専門委員会のアンケートの内容も考慮した上でこういう結論になったというまとめにしていきたいと思います。

委員長 検討委員会の中で検討した中身が少し見えるような形もいいのかもしいないし、この部分はぜひ工夫していただきたいです。先ほど保護者の理解が得られるだろうかという委員からの意見もありました。そこもぜひ大事にさせていただいて、重要な問題でありますので、丁寧な対応をよろしく願いいたします。

須澤委員 もう一回また話が出るわけですね。これで終わりですか。

委員長 朝部活動は原則行わないなどの各学校への基本的な結論は今日の時点では出さないと、来年度の教育計画に反映できません。また自主練習の件ですが、自主練習はあくまでも学校管理下にあります。これは子供たちが勝手にやるものとは違いますので、当然、顧問の指導、それから学校長の責任ということがありますので、そういう運用上の細部はこれから詰めていただくということになるかと思います。

須澤委員 時期的にこの辺りが限度ということになりますと、今出た意見を大きくとらえていただいてからおまとめいただくようにお任せするということですね。

委員長 どんな形で出したかということについて、この委員会への報告はいつ頃なら可能ですか。次回の2月定例会で可能ですか。

池田教育指導員 池田ですが、各校の説明会がどのようになされたかということでしょうか。

委員長 当面のところは、各学校へどういう通知が教育委員会として出されて、各校はどういう形で説明会をもっていくかということですね。

須澤委員 要は5、6ページがどうまとまったか、ということです。

教育部長 教育部長、北條です。

4ページまでの活動方針(案)については原案をお認めいただいたというふうに理解しております。5、6ページの内容については、教育委員会部内で責任をもって学校側、また生徒への周知をするということで、次回定例会にはその内容を報告したいと思います。

須澤委員 結構です。

委員長 それでお願いいたします。

では、今後に向けて非常に大事なところでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項は終わりましたが、ここで10分ほど休憩をとりたいと思いますので、後半を10時40分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

(休憩)

委員長 それでは、再開いたします。

◎報告事項

(1) 後援依頼の教育長専決分の報告について

委員長 5の報告事項になりますが、最初に、後援依頼の教育長専決分について報告をお願いいたします。

学校教育課長・生涯学習課長・文化課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

それでは、教育長専決分についてご質問ありますでしょうか。

(発言する声なし)

委員長 特にないようですので、次の報告に移りたいと思います。

(2) 学校教育課報告

委員長 (2) 学校教育課報告をお願いいたします。

学校教育課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

学校教育課の報告についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 生涯学習課報告

委員長 では続きまして、生涯学習課、お願いいたします。

生涯学習課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

生涯学習課についてのご質問、ご意見等ありますでしょうか。

一つ、質問よろしいですか。

生涯学習課長 はい。

委員長 公式スポーツ施設の関係ですが、当初予定していたアウトプットは来年の前期辺りに出てきますか。報告書などの形になるのはいつ頃ですか。

生涯学習課長 実際、6月もしくは8月を目途に計画を作成いたしまして、それによって実施計画等に盛り込みながら、早い時期から取りかかっているような体制をとっていきたいと考えております。

委員長 ではだいたい半年遅れという形で理解しておけば良いですか。

生涯学習課長 本来3月末までには作成を完了する予定でございましたので、それが3カ月もしくは5カ月くらい遅れるという形でご理解いただければと思います。

委員長 分かりました、ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

(発言する声なし)

(4) 文化課報告

委員長 では、次に移りたいと思います。文化課、お願いいたします。

文化課長 [資料読み上げ]

委員長 文化課について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する声なし)

委員長 ありがとうございます。

(5) 図書館交流課報告

委員長 次に移りたいと思います。図書館交流課、お願いいたします。

図書館交流課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

図書館交流課についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 私から、熊井明子さんの講演会について、たいへん申し込みが多かったということですが、例えば複数回行うことはなかなか難しいですか。

図書館交流課長 図書館交流課、赤羽です。

熊井監督の映画については、プロダクションと上映会社との著作権の問題などで難しい部分がございます。熊井啓記念館がある「きぼう」で開催ができるというある種の限定がございます。キャパシティ上からいくと他の広い施設ということも考えられますが、今のところは昨年同様に「きぼう」で一回という上映体制になっております。

熊井明子夫人の講演会だけでしたら、別のセッティングというのは当然可能でございます。以前も2月に上映会と講演会をセットでやっております。

委員長 分かりました。私もキャンセル待ちの一人なので、多いといいと思いました。ありがとうございました。

(以下、非公開会議)

(6) 平成26年度児童生徒の区域外通学者について

(7) 教育長報告

(以後、公開会議)

(8) その他

委員長 では、特にないようですので、その他に移りたいと思います。

最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告については、またお読みいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では次の2月定例会の日程であります。部長からお願いします。

教育部長 教育部長、北條です。

実は2月20日に議会が開会いたします。それより前にさせていただくか、開会後の中で日程が合う日があればお願いします。

実は条例の一部改正の部分で最終調整がまだ出来ていないものがございますので、もし可能であれば20日前にお願いをしたいと思います。それが難しいということであれば、23日月曜日の午前中か、26日の午前か午後、あるいは18日のどこかで時間をいただけるかどうかというところです。

(日程について話し合い)

委員長 23日の9時半からということによろしいでしょうか。

ではお願いします。また場所を取っていただきたいと思います。

全体を通して、委員から何かご発言はありますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、お返しいたします。

教育部長 どうもありがとうございました。

今、日程調整の中でもお話しさせていただきましたが、条例改正の関係で、2月20日の議会開会前に、短い時間かと思いますが、臨時の教育委員会をお願いする場合がございますので、またご通知等を差し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎閉 会

教育部長 では、以上をもちまして、安曇野市教育委員会1月定例会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。